

## 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務
- 2 履行期間 令和5年月日から令和6年1月31日まで
- 3 業務の場所 業務仕様書による
- 4 委託料金 ○○○円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金○○円)
- 5 契約保証金 金○○円又は免除

岩手県（以下「甲」という。）と契約の相手方（以下「乙」という。）とは、上記の委託業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

### （総則）

第1 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、仕様書等に従い、法令を順守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

第2 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することができる。

2 乙は、業務の履行に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第3 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、企業局会計規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第20号)第36条の規定により本庁の出納員に支出票又は振替票の送付を行った時点で生じるものとする。

### （再委託の制限）

第4 乙は、この委託業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たものについては、この限りではない。

2 乙は、再委託の承認を受けようとするときは、再委託申請書(様式第2号)を甲に提出しなければならない。

### （業務内容の変更等）

第5 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更する時は、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

### （完了報告書等の提出）

第6 乙は、委託業務完了後速やかに、業務完了報告書（様式第1号）及びその他付属書類を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

3 甲は、前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。  
（委託料の支払）

第7 乙は、第6の規定による検査に合格したときは、業務委託料請求書（様式第2号）を甲に提出できるものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（前金払）

第8 甲は、必要があると認められる場合は、委託料の3割以内を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとするときは、前金払請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（事故報告等）

第9条 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の事故が自己の管理責任に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その財産を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その事故の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（違約金）

第9 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第10 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（追完請求権等）

第11 甲は乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約の解除)

第12 甲は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(催告によらない解除権)

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第14 第12又は第13の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当要求の報告等)

第15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第16 乙は、第12又は第13の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延金)

第17 第16の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これらを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第18 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19 乙は、この契約による事務の処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(書類の保存)

第20 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和11年3月31日まで保存するものとする。

(協議)

第21 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印し、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 5年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県企業局長 中里 裕美 印

乙 住 所  
氏 名 印

様式第1号

年 月 日

岩手県企業局長 様

住 所

氏 名

印

### 業務完了報告書

令和 年 月 日付で契約した下記業務委託について、次のとおり業務が完了したので、報告します。

#### 記

委 託 業 務 名	岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務
履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	円

岩手県企業局長 様

住 所  
氏 名 印

業務委託料請求書

令和 年 月 日付で契約した下記委託業務について、契約書第7第1項により次のとおり  
請求します。

記

請 求 金 額	円
委 託 業 務 名	岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務
業 務 委 託 料	円

受領済額の内訳

前 金 払	円
計	円

振込金融機関 名 称 支店・本店  
口座番号 普通・当座  
口座名義名 (カタカナ)

岩手県企業局長 様

住 所  
氏 名 印

業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付で契約した下記委託業務について、契約書第8第2項により次のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円
委 託 業 務 名	岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務
業 務 委 託 料	円

(注) 請求金額の欄は、千円未満を切り捨てた額を記載すること。

受領済額の内訳

前 金 払	円
計	円

振込金融機関 名 称 支店・本店  
口座番号 普通・当座  
口座名義名 (カタカナ)

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(指示、報告等)

第5 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第6 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。